別記第１０８号様式から別記第１１９号様式までを次のように改める。

別記第１０８号様式から別記第１１９号様式まで　削除

別記第１３１号様式（その２）法人用を次のように改める。

別記第131号様式(その2)法人用

								決裁年月日	起案年月日
									年　月　日

年度　過誤納金 還付加算金　還付・充当(委託納付)決議書	支払科目	歳入・歳出
	整理番号	第　　号

台帳番号	年度	事業年度	期別	納期限			納税者住所	
			中，確，修更，決	法	・　・			
				指	・　・			

理由	減額年月日	原因発生年月日		法人名代表者	
	・　・	・　・	1 過納　2 誤納 3 修(更)正　4 中間分の還付 5 その他(　　)		

区分	納付年月日	税額	延	過	不	重	計	還付加算金計算の基礎 基本額	計算期限	日数	加算金額
法人県民税	・　・										
	・　・										
	・　・										
	・　・										
	計										
	納付すべき額							還付加算金額	合計額		
	過誤納額										
法人事業税	・　・										
	・　・										
	・　・										
	・　・										
	計										
	納付すべき額							還付加算金額	合計額		
	過誤納額										
地方法人特別税 特別法人事業税又は	・　・										
	・　・										
	・　・										
	・　・										
	計										
	納付すべき額							還付加算金額	合計額		
	過誤納額										

充当 委託納付決定額	台帳番号	年度	事業年度	期別	税目	税額	延	過	不	重	計

還付額 区分	税額	延	過	不	重	計	還付加算金額	還付合計額	還付年月日	・　・
法県										
法事									小切手(口座)番号	歳入 歳出 当座 普通 号
(地特)特事										

1 徴収担当者確認　2 台帳記載　3 充当記載	送金通知書番号	第　　号
	現金支払(口座振替)金融機関	肥後　銀行 支店 出張所

滞納額	台帳番号	年度	事業年度	期別	税目	税額		計

別記第１５９号の２様式を次のように改める。

別記第159号の2様式(第12条、別表第1関係)

年度県税決算書付表10におけるその他の繰越額内訳表

広域本部(自動車税事務所)

担当者

区分 / 税目		付表10におけるその他の繰越額	内訳						
			徴収可能と思われるもの	住居所不明で調査中のもの	財産調査中のもの	執行停止見込みのもの	不納欠損見込みのもの	その他	
法人県民税	税額								
	件数								
県民税利子割	税額								
	件数								
個人事業税	税額								
	件数								
法人事業税	税額								
	件数								
地方消費税	税額								
	件数								
不動産取得税	税額								
	件数								
県たばこ税	税額								
	件数								
ゴルフ場利用税	税額								
	件数								
自動車取得税	税額								
	件数								
軽油引取税	税額								
	件数								
自動車税環境性能割	税額								
	件数								
自動車税種別割	税額								
	件数								
鉱区税	税額								
	件数								
狩猟税	税額								
	件数								
産業廃棄物税	税額								
	件数								
滞納繰越分	税額								
	件数								
総計	税額								
	件数								
特別法人事業税	税額								
	件数								
地方法人特別税	税額								
	件数								
特別法人事業税又は地方法人特別税(滞納繰越分)	税額								
	件数								
特別法人事業税又は地方法人特別税総計	税額								
	件数								

注)　「自動車税種別割」には、令和元年度以前の年度分の旧自動車税(熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成３１年熊本県条例第１２号)第１条の規定による改正前の熊本県税条例に規定する自動車税をいう。)を含む。

別記第162号様式を次のように改める。

別記第162号様式(その1)(第12条、別表第1関係)

環境性能割の課税状況に関する調(新車課税状況調)

(単位：台、千円)

区分		新規登録又は届出台数												取得価額		課税標準額	
		当月分						累計									
		非課税	免税点	減免	課税免除	課税	計	非課税	免税点	減免	課税免除	課税	計	当月分	累計	当月分	累計
乗用車	普通車																
	小型車																
	計																
トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの																
	けん引車																
	被けん引車																
	貨客兼用車																
	計																
バス	一般乗合用																
	一般乗合用以外(営業用)																
	自家用																
三輪の小型自動車																	
特種用途車																	
合計																	

参考

環境性能割 軽自動車税	四輪乗用車																
	四輪トラック																
	三輪車																
	合計																
総計																	

別記第162号様式(その2)

環境性能割の課税状況に関する調(中古車課税状況調)

(単位：台、千円)

区分		新規登録又は届出台数 A		移転登録台数 B		検査証(届出済証)の記入 C		A+B+C														取得価額		課税標準額	
								当月分							累計										
		当月分	累計	当月分	累計	当月分	累計	商品車	非課税	免税点	減免	課税免除	課税	計	商品車	非課税	免税点	減免	課税免除	課税	計	当月分	累計	当月分	累計
乗用車	普通車																								
乗用車	小型車																								
乗用車	計																								
トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの																								
トラック	けん引車																								
トラック	被けん引車																								
トラック	貨客兼用車																								
トラック	計																								
バス	一般乗合用																								
バス	一般乗合用以外(営業用)																								
バス	自家用																								
三輪の小型自動車																									
特種用途車																									
合計																									

参考

環境性能割 軽自動車税	四輪乗用車																								
環境性能割 軽自動車税	四輪トラック																								
環境性能割 軽自動車税	三輪車																								
環境性能割 軽自動車税	合計																								
総計																									

別記第162号様式(その3)

環境性能割の課税状況に関する調(取得価額段階別課税状況調)　新車・中古車　(単位：台、千円)

取得価額区分 / 車種区分		万円以下のもの	万円を超え 万円以下のもの		万円を超え 万円以下のもの		万円を超え 万円以下のもの		万円を超え 万円以下のもの		万円を超え 万円以下のもの		万円を超えるもの		合計 (万円以下のものを除く。)	
		台数	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額
乗用車	普通車															
	小型車															
	計															
トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの															
	けん引車															
	被けん引車															
	貨客兼用車															
	計															
バス	一般乗合用															
	一般乗合用以外(営業用)															
	自家用															
三輪の小型自動車																
特種用途車																
合計																

参考

環境性能割	軽自動車税 四輪乗用車																
	四輪トラック																
	三輪車																
	合計																
総計																	

附　則

この訓令は、令和元年１０月１日から施行する。